

# 砥部町の の 下水道



砥部町イメージキャラクター「とべっち」

愛媛県 砥部町 上下水道課

# はじめに

私たちの生活を支え、潤いや安らぎを与えてくれた川や池は、社会資本の整備が進み、ここ30数年の間にずいぶん汚れてしまいました。

私たちは、もう一度

## “潤いのある水辺環境”

を取り戻し、次の世代に残していかなければなりません。

そのために、まず、「私たちが使って汚した水は、私たちの責任できれいな姿によみがえらせて自然に戻そう。」との思いから下水道の建設に取り組んでいます。

## 目次

●下水道の役割	1
●下水道工事のお願い	1
●下水道を使うまで	2
●『公共ます』の設置申請	3
●排水設備の設置	4
●排水設備工事のお申し込みから完成まで	6
●排水設備工事資金の融資あっせん制度	7
●受益者負担金	8
●下水道使用料	10
●下水道の正しい使い方	12
●下水道Q&A	14



# 下水道の役割

## トイレが水洗化されます

清潔で快適な水洗トイレが浄化槽なしで使えるようになります。子供やお年寄りも安心してトイレを使うことができ、悪臭に悩まされることがなくなります。



## 街が清潔になります

生活排水が水路や溝に流れなくなるので、悪臭やハエ、蚊などの発生が少なくなり、生活環境がよくなります。



## 海や川がよみがえります

汚れた水は、きれいにしてから流すため、川や海の水を汚さず、美しい自然が守られます。

# 下水道工事のお願い

下水道工事がはじまると

- 騒音・振動が起こる
- 一時的に交通事情が悪くなる
- ほこりっぽくなる など

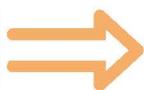
なにかとみなさまにご迷惑をおかけすることと思いますが、こうしたことを最小限にするために注意をはらってまいります。

お近くで工事を行うときには、みなさまのご理解とご協力をお願いします。



# 下水道を使うまで

下水道工事



## 『公共ます』の設置申請

町で埋設する下水道管へ各家庭からの汚水を流すためには『公共ます』と呼ばれる汚水ますが必要となります。

この『公共ます』は、町が行う下水道管の埋設工事にあわせて、各家庭の敷地内に設置します。

工事の前に町から関係書類をお送りしますので、『公共ます設置申請書』を提出してください。

⇒ 3ページをご覧ください。



供用開始

## ●供用開始のお知らせ

処理対象区域の方に、町から下水道が使用できるようになる日（供用開始日）をお知らせします。

1年以内

## 受益者負担金の納付

下水道が使える区域になると、受益者負担金を納めていただきます。

⇒ 8ページをご覧ください。

排水設備工事



## 排水設備の設置

各家庭からの汚水を下水道に流すための排水設備を供用開始の日から1年以内に設置しなければなりません。

⇒ 4ページをご覧ください。

工事は  
指定工事店で

『公共ます』は下水道埋設工事の際に設置されますが、その区域が供用開始されるまでは絶対に『公共ます』への接続を行わないでください。

使用開始



## 下水道使用料の納付

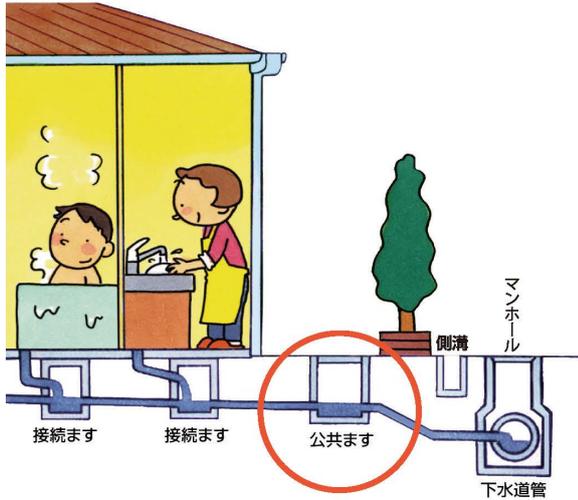
下水道を使い始めると、下水道使用料を納めていただきます。

⇒ 10ページをご覧ください。

# 『公共ます』の設置申請

## 『公共ます』とは

『公共ます』は、道路に埋設した「下水道管」と各家庭の「排水設備」とを接続するための「ます」です。



下水道管の埋設工事をする時に官民境界から1m以内の宅地内に町が設置し管理します。

ただし、清掃は使用するみなさん等に行っていただきます。



## ●公共ます設置申請の方法

申請書類送付

町から『公共ます設置申請書』に関する書類をお送りします。

期限内に

申請書類提出

『公共ます設置申請書』を期限内に提出してください。

『公共ます』の設置位置を決める時は、十分検討してください。

現地確認

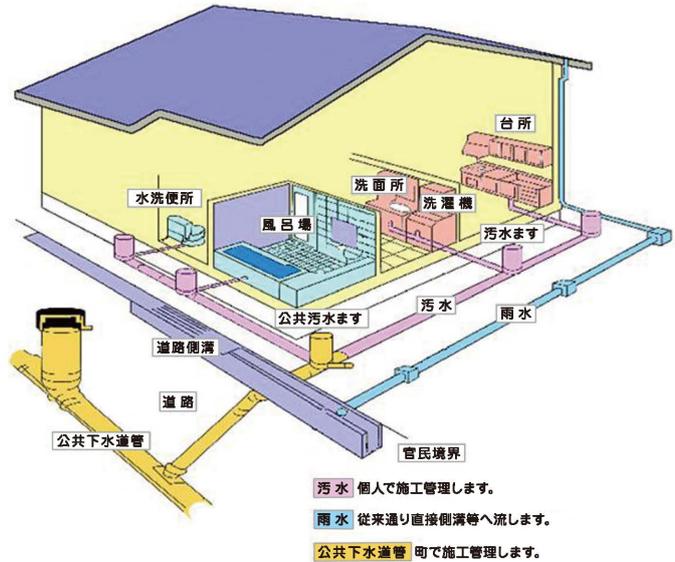
下水道管を埋設する工業者が、『公共ます』の設置場所を現地で確認しますので、立会いをおねがいします。

# 排水設備の設置

## 『排水設備』とは

各家庭から出る汚水を下水道管へ流すための「排水管」や「汚水ます」などのことをいいます。

これらの「排水設備」は、各家庭の敷地内にみなさん個人の費用で設置し、補修・点検などの管理をしていただきます。



供 用 開 始

1年以内

排 水 設 備 工 事

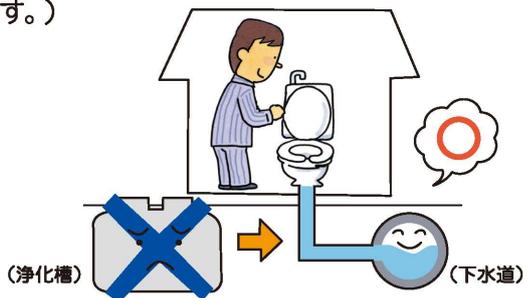
町の「広報」などで、下水道を使用することができる日「供用開始日」とその区域「処理区域」などをお知らせします。

また、対象となるご家庭には、町から直接お知らせが届きます。

処理区域となったご家庭は、供用開始の日から**1年以内**に台所や浴室、洗濯、トイレなどの汚水を下水道に直接流さなければなりません。

## 浄化槽を使用している家庭も改造工事を

処理区域では、浄化槽は不要となり、トイレの汚水も直接下水道につないでいただくことになります。（浄化槽の廃止手続きが必要です。）



## 雨水はどうすれば？

砥部町の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式」の下水道です。

雨水は従来どおり道路側溝や水路に流していただきます。



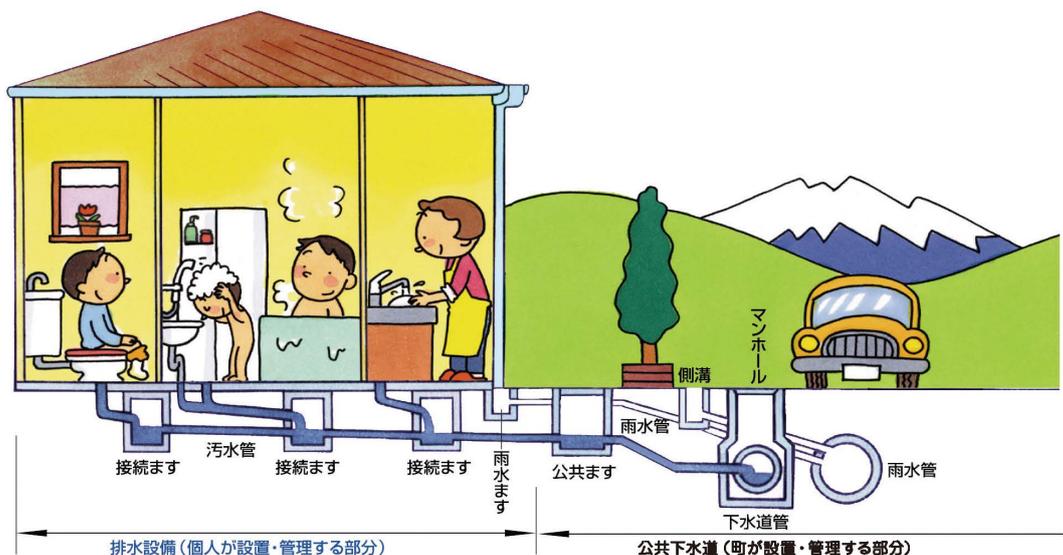
## 排水設備工事の費用の目安

工事費は、敷地や建物の大きさ、あるいはトイレ・台所・風呂場などの位置、改造の程度などによって変わりますので、一概に言うことは出来ませんが、大まかな目安としては次のとおりです。

工事の区分	工事費用の大まかな目安
くみ取り便所からの工事	70万円～80万円
し尿浄化槽からの工事	30万円～40万円
合併浄化槽からの工事	10万円～20万円

※敷地条件等により金額が安い場合や高い場合があります。

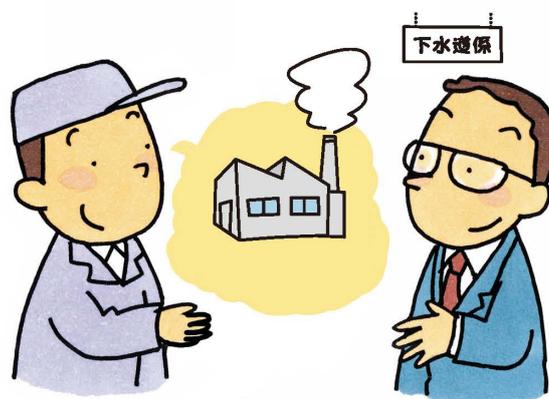
既設便槽（浄化槽）内のくみ取り依頼は指定工事店と相談してください。便槽（浄化槽）の清掃・消毒費用は「排水設備工事の費用の目安」に示した金額には含まれていませんので、くみ取り業者へ確認してください。



## 事業所などの排水規制

事業所などの汚水の中には、下水道管などをいため、汚水の処理の妨げとなる物質を含んでいる場合があります。

一定の基準を超えて汚水を流す事業所は、「除害施設」を設置しなければなりませんので、事前に上下水道課、下水道係までお問い合わせください。



## ■排水設備工事のお申し込みから完成まで

### 排水設備工事は、砥部町の「指定工事店」で

排水設備工事が不完全だと、排水管が詰まったり、悪臭が発生する原因となります。

このため、町では排水設備工事が適正に行われるよう「指定工事店」制度を設けています。排水設備工事をするときは、必ず町が指定した「指定工事店」へお申し込みください。

#### 排水設備工事の流れ



#### ① まず「指定工事店」を決めてください。

指定工事店が調査、設計見積りをします。便器の種類、工事の方法、費用、支払い条件など十分に打ち合わせてから契約しましょう。

#### ② 設備等の工事に必要な申請書を作成し、町に提出します。

指定工事店と相談して作成してください。

#### ③ 町では、申請書の内容が基準に合い適正かどうかを審査します。

町の審査を受けた後でなければ、工事に着手できません。

#### ④ 「指定工事店」が、工事に取りかかります。

排水設備工事は、ふつう2～3日程度で終わります。（浄化槽からの切替の場合）

#### ⑤ 工事が終わると町が完了検査をします。

完了検査は基準どおりに工事が行われたかどうかを検査するものです。

#### ⑥ 検査に合格すると検査済証が交付されます。

## ■排水設備工事資金の融資あっせん制度

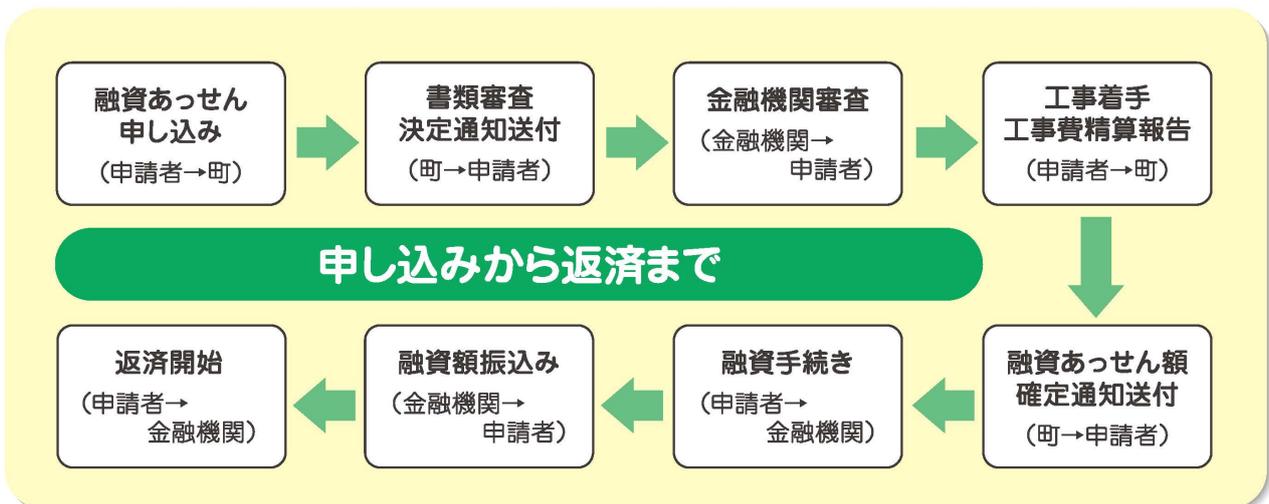
排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給を行います。(上下水道課 下水道係までお気軽にご相談ください。)

1. 融資あっせん額 10万円以上80万円以内(1便槽又は1浄化槽あたり)
2. 利 子 無利子(融資の利子は町から補給します)※遅延利息は本人負担
3. 返済方法 融資の翌月から毎月1万円以上(5年以内で完済)
4. 融資あっせん対象者(次のすべてに該当する方)
  - (1) 建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者であること
  - (2) 返済能力があること
  - (3) 町税、受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと
  - (4) 工事費用を一時に負担することが困難であること
  - (5) 供用開始の日から1年以内に行う工事であること  
(期間延長の許可を得た場合はこの限りでない)
  - (6) 町長が適当と認める連帯保証人1名を有すること



### 5. 利用方法

融資あっせんを希望される方は、排水設備工事の申請をする際に、必要書類を添えて申し込んでください。



### 6. 融資取扱金融機関

砥部町が指定する町内の金融機関(砥部町内の支店・支所に限る)

### 7. その他

返済を怠ったり融資あっせんの要件を欠いた場合などは、融資あっせんを取り消します。この場合、融資を繰上償還し、利子補給相当額を返還してもらうことになります。

# 受益者負担金

## 1. 下水道受益者負担金とは

下水道が整備されると、快適で住みよい生活環境が生まれます。しかし、こうした恩恵を受けられるのは、道路や公園のように不特定多数の方が利用することができる施設とは違って、下水道が整備された区域の方々に限られます。

そこで、下水道の整備によって恩恵を受ける方々に建築費の一部を負担していただき、受益と負担の公平を保ちながら、より一層の整備促進を図ろうとするのが「受益者負担金」制度です。

## 2. 負担金の対象となる建物

「公共ます」を設置した建築物

## 3. 負担金の徴収猶予対象

- 受益者が災害や盗難等によって被害を受けたとき
- 生活扶助者

受益者負担金徴収猶予申請が必要です。

## 4. 負担金を納めていただく方（受益者）

建築物又は土地の所有者、もしくは所有者の同意を得た使用者

※ アパート等、集合住宅に住んでいる方は受益者にはなりません。

## 5. 負担金の額

受益者負担金は、建物の浄化槽の人槽で決まり、以下の区分及び計算で算定します。

- 10人槽以下の場合 「公共ます」1個につき 18万円
- 11人槽以上の場合  $18万円 + 3,500円 \times (N - 10)$  ※Nは浄化槽人槽  
(18万円+10人槽を超える1人槽毎に3,500円を加算)

例) 16人槽の場合  $180,000円 + (16 - 10) \times 3,500円 = 201,000円$

※人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により算定します。ただし、既設浄化槽がある場合は、当該設置人槽とします。

※同一敷地内で「公共ます」を共有する場合は、共有する建物ごとに算定した人槽を合算します。



## 6. 受益者負担金の割引制度

- (1)町が行う公共ます設置照会時に公共ますの設置を申請した場合、**2万円を減額**
- (2)供用開始後6箇月以内に接続工事が完了した場合、**2万円を減額**
- (3)受益者負担金の支払い方法で一括納付を選択された場合、負担金算定額の**1割を減額**

※受益者負担金算定額が18万円の方で、全ての項目に該当する場合の実支払額は以下のとおりです。

$$180,000円 - ((1)20,000円 + (2)20,000円 + (3)18,000円) = 122,000円$$

※一括納付の申出をしたにも関わらず、納期限内に負担金の納入がなされない場合は、当該割引の適用を取り消します。

## 7. 負担金の納付方法

「分割納付」か「一括納付」が選択できます。

**分割納付** 5年分割の60回に分けて納めていただきます。

**一括納付** 受益者負担金額の全額を一時に納めていただきます。

## 8. 受益者負担金分割払時の支払例

分割払いの場合は、負担金額を60回で除して、10円未満の端数は最初の分割金額に合算して徴収します。

- 180,000円の場合／毎月3,000円の60回
- 160,000円の場合／初回3,060円、以後2,660円の59回
- 140,000円の場合／初回2,530円、以後2,330円の59回



# 下水道使用料

## 1. 下水道使用料は

下水道を使用し始めると、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただきます。

この使用料は、浄化センターの運転管理費用や、下水道を整備するために借り入れられた資金の返済金の一部などにあてられます。

## 2. 流した汚水の量の認定方法

- (1) 水道水のみを使用している場合 ..... 水道使用量
- (2) 井戸水などを使用している場合 ..... 認定汚水量
- (3) 水道水と井戸水などを併用している場合 ..... 水道使用量+認定汚水量

### 認定汚水量（1箇月）

井戸水のみ	水道水と井戸水の併用
1人につき8㎡	1人につき4㎡を 水道使用量に加算



## 3. 下水道使用料の納付方法

### 〈砥部町の上水道をご利用の方〉

下水道使用料は、水道料金と合わせて2箇月毎に納めていただきます。

### 〈上水道以外をご利用の方〉

認定汚水量に基づき、2箇月毎に納めていただきます。

便利な口座振替制度をぜひご利用ください。

### 〈参考〉

使用料の請求月	下水道の使用月
4月請求	2月分、3月分
6月請求	4月分、5月分
8月請求	6月分、7月分
10月請求	8月分、9月分
12月請求	10月分、11月分
2月請求	12月分、1月分

※請求は上水道の請求月に準じます。



※令和元年10月1日以降の利用分より

## 4. 下水道使用料金表

※1箇月につき(税込)

使用水量	使用料
基本料金 5 m <sup>3</sup> まで	1,018 円
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	204 円

### 使用料の計算例

【2箇月に48 m<sup>3</sup> 使用した場合】<sup>1)</sup>

基本料金 10 m<sup>3</sup> (5 m<sup>3</sup> × 2) 1,018 円 × 2 = 2,036 円・・・(1)

超過料金 (48 - 10) × 204 = 7,752 円・・・・・・・・・・(2)

(1) + (2) = 9,788 円 ≒ 9,780 円・・・・・・・・・・(3)

※計算した金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

## 5. 下水道使用料早見表

※ 2箇月あたり(税込)

使用水量	下水道使用料
10 m <sup>3</sup> 以下	2,030 円
20 m <sup>3</sup>	4,070 円
30 m <sup>3</sup>	6,110 円
40 m <sup>3</sup>	8,150 円
50 m <sup>3</sup>	10,190 円
60 m <sup>3</sup>	12,230 円
70 m <sup>3</sup>	14,270 円
80 m <sup>3</sup>	16,310 円
90 m <sup>3</sup>	18,350 円
100 m <sup>3</sup>	20,390 円



# 下水道の正しい使い方

下水道ができたからといって、何でも流せるというものではありません。  
下水道を使用する一人ひとりが注意して、正しく大切に使いましょう。

## ●台所では

野菜くずや残飯、天ぷら油の廃油などを流さないようにしましょう。

排水管を詰まらせたり、悪臭を発生させたり、下水処理場の機能を低下させたりします。

油は、ポロ布などに染み込ませてからゴミに出しましょう。



## ディスポーザー（単体）を使わないで！

ディスポーザーは、生ゴミを細かく碎いて水と一緒に流す機械です。生ゴミは、細かく碎いても、下水道管を詰まらせる、下水道汚泥が増えるなど下水道の維持管理費を増大させますので使ってはいけません。

## ●排水口には

台所、浴室などの排水口には大きなものが流れ込まないように、必ず目ざらをつけましょう。



## ●洗濯には

洗剤を多量に使用すると  
汚水の処理の妨げになります。

適量を使うように  
心掛けましょう。



### 〈ベランダ等の屋外に洗濯機を置いている方へ〉

ベランダ等の排水は、一般的に雨水を排水する所です。洗濯機の排水パイプは、必ず汚水の排水管へつなげてください。

## ●水洗トイレでは

紙おむつや生理用品、ティッシュペーパーなど、トイレトーパー以外のものは流さないようにしましょう。

詰まりの原因になります。紙おむつは汚物をトイレに流してからゴミに出しましょう。



## ●トイレが詰まった時は

簡単な詰まりなら、市販されている「ラバーカップ」で排水口の穴を全部ふさぐように押しつけ、勢いよく手前に引きます。

それでも直らない時は、専門業者にご連絡ください。



## ●ますやマンホールには

土砂や廃油などの廃棄物を捨てないように、またマンホールをむやみに開けないようにしましょう。



## ●下水道には

ガソリン、シンナー、アルコール類農薬などの危険物は流さないようにしましょう。

下水処理場の機能を低下させるばかりか、爆発を起こす原因となり大変危険です。



## ●雨どいは

砥部町の下水道は、雨水と汚水を別々に流す「分流式」下水道です。

雨どいなどの雨水管は、絶対に汚水管につながないでください。



# 下水道Q&A

**Q1** 下水道はいつから使えるのですか？

**A.** 供用開始日を、町が対象となるご家庭に直接お知らせするとともに、広報などでお知らせします。

この供用開始の日から下水道が使えるようになりますが、下水道施設を利用するためには、各家庭で排水設備を設置する必要があります。

下水道が使用できるのは？  
**供用開始の日から**  
(町からお知らせします)

**Q2** 排水設備とはどういうものですか？

**A.** 排水設備とは、家庭や事業所からの汚水を下水道管に流すための「排水管」や「汚水ます」などのことをいい、一般的には各家庭のトイレや風呂などそれぞれの流し口から、「公共ます」までの部分のことをいいます。この排水設備は皆様の費用で設置していただき、管理についても皆様で行っていただきます。



**Q3** 排水設備の工事は、どこで行ってもいいのですか？

**A.** 排水設備工事を行う場合は、必ず町の指定した「指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、ホームページまたは役場窓口で確認できます。

排水設備工事は、  
砥部町の**指定工事店**で

**Q4** 工事の手続きはどのようにになりますか？

**A.** 書類の作成、届け出などの手続きは、6ページをご覧ください。

**Q5** 工事費はどのくらいになりますか？

**A.** 工事費は、敷地や建物の大きさ、あるいはトイレ・台所・風呂場などの位置、改造の程度によって変わりますので一概には言うことは出来ません。

すでに浄化槽を使用している場合は、トイレの改造がありませんからその分安くなります。

複数の指定工事店から見積りを取り指定工事店を選んでください。

大まかな目安については、5ページをご覧ください。

**Q6** 工事の日数はどのくらいかかりますか？また、トイレの使えない時間はどのくらいですか？

**A.** 工事日数は、通常2～3日位です。またトイレの使えない時間は、大がかりな改造工事がなければ半日程度です。

**Q7** 現在ある「管」や「ます」「浄化槽」はどうするのですか？

**A.** 既設の「排水管」や「汚水ます」については、指定工事店が町の基準に適合しているか調査し、適合している場合はそのまま使用できますが、適合していない場合は基本的に布設替えになります。

また、し尿等の汚水は直接下水道に流すようになりますので、現在ある浄化槽は不要となります。不要となった浄化槽は、撤去するか消毒して埋めている事例が多く見られますが、雨水貯留槽として利用する場合があります。

**Q8** 外流しなど屋外に蛇口がある場合は、すべて下水道につながなければならないのですか？

**A.** 洗剤などを使う外流しについては、下水道に雨水が入らないようにしてから下水道に接続していただきます。

洗剤などを使わない外流しについては、雨水と同様に水路へ流していただきます。

**Q9** いつから工事の申請ができるのですか？

**A.** 供用開始日から申請することができます。

詳しくは、上下水道課 下水道係までお問い合わせください。

**Q10** ディスポーザーを使ってもいいのですか？

**A.** ディスポーザーは、台所の排水口の下に取り付け生ゴミを細かく砕いて水と一緒に流す機械です。生ゴミは、細かく砕いても、下水道管を詰まらせる、下水道汚泥が増えるなど下水道の維持管理費用を増大させます。

単体ディスポーザーは、これらの問題があるため使ってはいけません。

使ってもいいディスポーザーは、専用の配管と処理槽が設けられたディスポーザーシステムで、町が適正な維持管理ができると確認したものに限定されています。この場合にも事前の計画に基づいて維持管理を適切に行うことや専門の維持管理業者との契約を行うこと、点検の記録を保管しておくこと、町の指導に協力することなどの条件がありますので、設置を計画されている方は事前にご確認ください。

また、現在、ディスポーザーをお使いの方は、そのまま下水道へ切り替えることができませんので事前にご相談ください。

## 計画区域内で新築・増改築をされる方へ

砥部町の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式」の下水道です。

下水道計画区域内で新築・増改築などを行う方は、将来の負担を少なくするため、宅地内の配管を『汚水系統』と『雨水系統』に分けるようにしましょう。



砥部町マンホール蓋デザイン

●お問い合わせ先

砥部町役場 上下水道課 下水道係

TEL 089-962-6363